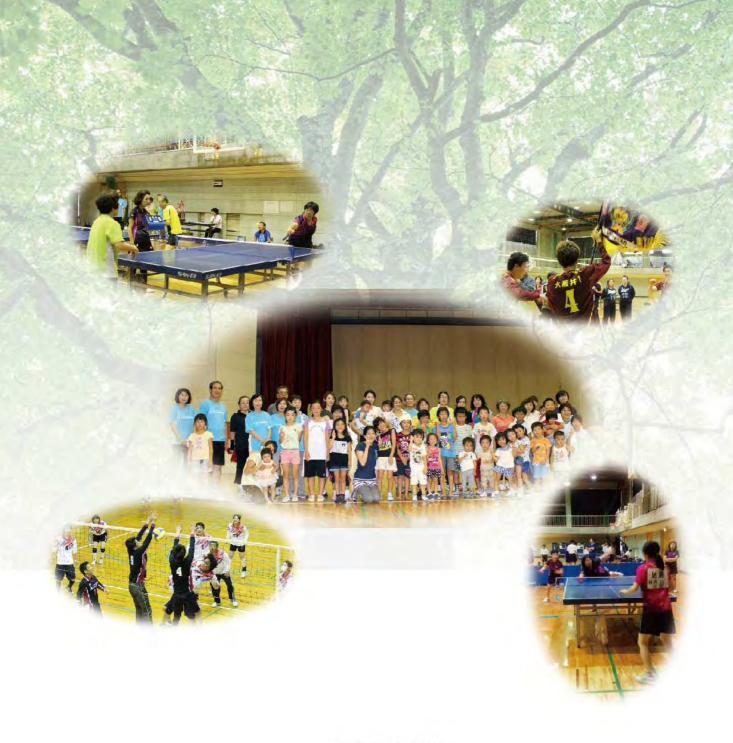
小郡市新体育館建設基本計画



平成29年 3月

小 郡 市 小郡市教育委員会

目 次

1.	計画について	.1
	1.1 計画の目的	1
	1.2 これまでの経過	1
	1.3 計画策定のながれ	2
2.	小郡市体育館の現状と課題	.3
	2.1 市内の関連施設について	3
	2.2 現在の小郡市体育館について	5
	2.3 体育館等の現状課題	8
	2.4 新体育館整備に向けた課題の整理	9
3.	新体育館の整備方針について	11
	3.1 新体育館の基本コンセプトについて	11
	3.2 整備方針	13
	3.3 導入施設と施設規模	15
	3.4 施設配置イメージ	21
	3.5 施設整備において配慮すべき事項	23
4.	建設候補地の検討	25
4.	建設候補地の検討 4.1 建設候補地の条件設定	
4.		25
	4.1 建設候補地の条件設定	25 27
	4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討	25 27 29
	4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討 概算事業費及び財源について	25 27 29 29
	4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討 概算事業費及び財源について 5.1 概算事業費について	25 27 29 29
5.	4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討 概算事業費及び財源について 5.1 概算事業費について 5.2 財源に関する考え方	25 27 29 29 29
 6. 	 4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討 概算事業費及び財源について 5.1 概算事業費について 5.2 財源に関する考え方 5.3 事業の具体化に関する考え方 計画期間 	25 27 29 29 29 29
 6. 	 4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討 概算事業費及び財源について 5.1 概算事業費について 5.2 財源に関する考え方 5.3 事業の具体化に関する考え方 計画期間 料編	25 27 29 29 29 30
 6. 	 4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討 概算事業費及び財源について 5.1 概算事業費について 5.2 財源に関する考え方 5.3 事業の具体化に関する考え方 計画期間 料編 資料1 アンケート及びヒアリング結果について 	25 27 29 29 29 30
 6. 	4.1 建設候補地の条件設定	25 27 29 29 29 30 31 32 40
 6. 	4.1 建設候補地の条件設定 4.2 候補地の抽出及び比較検討 概算事業費及び財源について 5.1 概算事業費について 5.2 財源に関する考え方 5.3 事業の具体化に関する考え方 計画期間 料編 資料 1 アンケート及びヒアリング結果について 資料 2 現体育館で開催された大会実績 資料 3 補助金制度の概要	25 27 29 29 29 30 31 32 40 41
 6. 	4.1 建設候補地の条件設定	25 27 29 29 29 30 31 32 40 41

1. 計画について

1.1 計画の目的

小郡市体育館及び小郡市勤労青少年体育センター(以下、「武道場」という。)、小郡市弓道場(以下、「弓道場」という。)は本市の屋内スポーツ施設の拠点として約40年間にわたり、多くの市民や関係団体から利用されてきた施設です。

しかし近年は、スポーツ基本法の施行、スポーツニーズの多様化や少子高齢化などの社会情勢の変化、施設や設備の老朽化による管理コストの増加や施設利用の制約など様々な課題を抱えており、今後は、本市にふさわしい屋内スポーツの拠点として再整備することが求められています。

本計画は、平成27年3月に策定した「小郡市スポーツ推進基本計画」に基づき、市民が健康で生き生きとした生活が送れる環境整備として、また、市民が気軽にスポーツに親しむことができる施設として新体育館整備を行うために策定をします。

1.2 これまでの経過

現体育館は、昭和49年に児童体育館として供用を開始し、今年で42年目となります。平成25年度に耐震工事を実施しましたが、施設及び設備の老朽化が進んでおり、各競技の公式競技規格にも対応しきれていません。多様化した利用者のニーズや社会環境の変化に現状の施設で対応することが困難な状況です。

本市では、「第5次小郡市総合振興計画」(平成23年3月)や、「小郡市人口ビジョン・小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年3月)においてスポーツ施設の老朽化に対する施設整備を主要な事業として位置づけています。また、「小郡市スポーツ推進基本計画」(平成27年3月)において、本体育館を屋内スポーツの拠点施設とし、再整備することとしています。

そこで、平成 27 年度に「小郡市新体育館建設検討委員会」を庁内に設置し、平成 28 年度に「小郡市新体育館基本計画策定委員会」を設置し、新体育館整備に関する基本計画を策定することとしました。

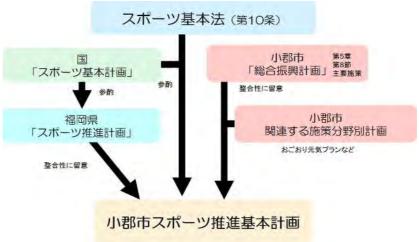


図1-1スポーツに関する計画のながれ

※スポーツ基本法(第10条)

地方公共団体はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

1.3 計画策定のながれ

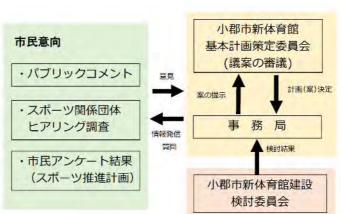
本計画は、市内のスポーツ競技関係団体、社会福祉関係団体、公募市民の代表、学識経験者、行政 関係者により構成される「小郡市新体育館基本計画策定委員会」において、それぞれの立場からの意 見を踏まえて検討し計画を策定しました。

なお、多くの競技や競技者ニーズに対応した施設とするため、競技団体などへのヒアリングを実施 しました。

	日程	協議内容		
		・体育館の現状報告		
第1回	平成 28 年 7 月	・体育館建て替えの必要性の整理		
		・計画策定スケジュールの説明		
	平成 28 年 8 月	・屋内スポーツの競技団体等へのヒアリング及び意見集約		
		・基本コンセプト		
第2回	平成 28 年 9 月	・新体育館の整備方針		
		・施設規模、機能の検討		
第3回	平成 28 年 11 月	・候補地の条件設定 / 候補地の抽出及び比較検討		
おり四	十級 20 平 11 万	・事業費及び財源の検討		
第4回	平成 28 年 12 月	・基本計画(素案)の検討		
	平成 29 年 1~2 月	・パブリックコメントの実施及び意見集約		
	平成 29 年 2 月	・パブリックコメントを踏まえた基本計画(案)の作成		
	平成 29 年 2 月	・教育委員会へ基本計画(案)提案、承認		
	平成 29 年 3 月	・基本計画の決定		

表1-1 基本計画策定委員会及び意見集約の流れ





2. 小郡市体育館の現状と課題

2.1 市内の関連施設について

現在市内には、体育館を中心に屋内の体育施設が以下のように分布しています。また、市内の小中学校の体育館と運動場は、平日の夜間や休日に開放されており、地域のスポーツ・レクリエーション**団体の活動拠点となっています。



図2-1 小郡市内のスポーツ関連施設

※レクリエーション…生活の中にゆとりと楽しみを創造するような活動をいう。

表2-1 市内スポーツ施設一覧

番号	施設名称	建設年次	築年数	施設機能	
	小那古伏李统	四和 40 年	42	バレーボール 2 面、バスケットボール 2 面	
	小郡市体育館	昭和49年	42	バドミントン 6 面、トイレ、シャワー、その他諸室	
1	武道場	昭和50年	41	柔道場1面	
	以 担场	中山山〇〇十	41	剣道場1面	
	小郡市弓道場	昭和51年	40	近的:5 人立ち(非公式) 屋外に遠的場あり	
1	東野地域運動広場	平成4年	24	グラウンドゴルフ、ソフトボール、軟式野球、	
'	未 到地域建勤囚场	一及十十	24	サッカーの利用が可能、トイレ	
				陸上競技場 1 施設(第2種公認競技場)	
				野球場 1 施設	
2	小郡運動公園	平成6年	22	テニスコート8面(人工芝)+練習用コート半面	
				多目的広場(ソフトボール2面)	
				トイレ、シャワー	
3	 立石地域運動広場	平成6年	22	グラウンドゴルフ、ソフトボール、軟式野球の利	
		1 /20 1		用が可能、トイレ	
4	 小郡地域運動広場	昭和59年	32	ソフトボール、軟式野球、軟式テニス、硬式テニ	
	T HI 5 31(2-3)(2-3)			スの利用が可能、トイレ	
5	 たなばた地域運動広場	平成6年	22	グラウンドゴルフ、ソフトボール、軟式野球、サ	
				ッカーの利用が可能、トイレ	
1	のぞみが丘小学校				
2	三国小学校				
3	東野小学校				
4	大原小学校				
5	立石小学校				
6	小郡小学校				
7	御原小学校			屋外運動場、体育館	
8	味坂小学校				
1	三国中学校				
2	大原中学校				
3	立石中学校				
4	小郡中学校				
5	宝城中学校				

2.2 現在の小郡市体育館について

2.2.1 立地環境

小郡市体育館は、西鉄小郡駅から徒歩 10 分、甘木鉄道大板井駅から徒歩 3 分、高速道路(筑後小郡 インターチェンジや鳥栖インターチェンジ)や主要幹線道路からアクセスが良い場所に立地しています。 敷地状況は、敷地の北側に甘木鉄道、西側に築地川、東側に三井消防署、南側に国道 500 号が接し ているため、隣地条件から敷地拡張が厳しい状況にあります。

敷地内には武道場と弓道場を併設しており、小郡市の屋内スポーツの拠点となっています。



図2-2 小郡市体育館へのアクセス図

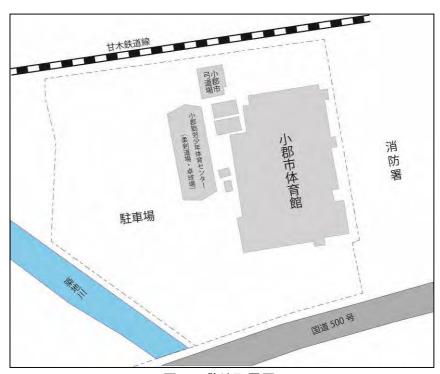


図2-3 敷地配置図

2.2.2 施設概要

▶ 小郡市体育館

昭和 49 年に建設された 2 階建ての施設です。鉄筋コンクリート(RC)構造で、建築面積は、2,499 ㎡です。平成 25 年に耐震工事を実施していますが、体育館の床も部分補修を繰り返しており、施設全体として老朽化が進んでいます。児童体育館として整備されているため、会議室等の諸室は、現在も文化活動に利用されています。

表 2-2 体育館の施設規模

階	諸室名	備考
	体育室	面積:1,184 ㎡ バレーボールコート2面 バスケットボールコート2面 バドミントンコート6面
1F	更衣室	シャワー、男女各1室
	事務室	面積:78 ㎡
	管理人室	_
	体育協会事務局	面積:30 m ²
	会議室	面積:157 ㎡
2F	視聴覚室	面積:97 ㎡
21	和室	面積:82 ㎡
	学習室	面積:40 ㎡



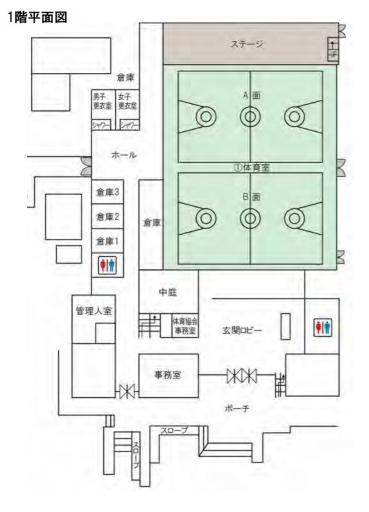
図 2-4 体育館入口正面



図 2-5 体育館東面



図 2-6 体育館アリーナ床面



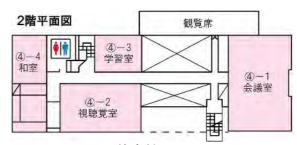


図 2-7 体育館現況平面図

▶ 武道場(小郡市勤労青少年体育センター)

昭和 50 年に建設され武道場 (柔道場、剣道場)、卓球場で構成されています。構造は、鉄筋コンクリート(RC)造です。

柔道場と剣道場は、各1面の競技スペースが確保されています。(入口奥:畳、手前:板張り)

出入口は、剣道場側(板張側)に設置されているため、剣道場を横切らなければ柔道場に行けない構造となっています。また、現在設置されている卓球場(卓球台3台常設)は、建設当時トレーニング室として整備された空間を活用しています。

表 2-3 武道場の施設規模

階	諸室名	備考
1F	武道場・卓球場	建築面積: 523.62 ㎡
		剣道:1面、柔道:1面、卓球:3面



図 2-8 武道場入口全景



図 2-9 武道場室内の現況

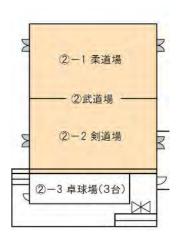


図 2-10 武道場現況平面図

▶弓道場

昭和 51 年に建設され、射場と的場で構成されています。射場に併設して選手控室が設置されています。構造は、木造と鉄骨造です。甘木鉄道の高架事業により当初施設より減築されています。

現在の施設は、5人立ち(非公式)として利用しているものの、公式用の間隔が確保できていません。近接して屋外に遠的場がありますが、屋外のため雨天時には練習ができません。

表 2-4 弓道場の施設規模

階	諸室名	備考		
		建築面積:120 ㎡		
1F	 弓道場	弓道:近的➡5人立ち(非公式)	的までの距離:28m	
		遠的➡1人用(屋外)	的までの距離:60m	



図 2-11 射場外観



図 2-12 的場



図 2-13 弓道場全景

2.2.3 利用状況

体育館の利用者数は、耐震工事の影響を除くと約8.8万人/年であり、1日当たりに換算すると約300人/日が利用していることになります。利用者の全体推移を見てみると平成25年度は、耐震工事により一時閉鎖していたことで6.7万人に減少しています。耐震工事以降は、8.7万人/年まで回復しており、今後も一定数の利用者が見込めます。体育館は、各種大会、サークル活動、チーム練習等に今後も利用されていくことが考えられ、その利用ニーズは非常に高い状況です。



図2-14 小郡市体育館の年間利用者数推移

2.3 体育館等の現状課題

各施設の利用上の課題を整理すると以下の通りです。

<小郡市体育館>

体育館は、児童体育館として整備されており、竣工から 42 年経過していることから、現在の各競技 公式規格に対応した競技空間が十分に確保できていません。また、多様化した利用者ニーズに十分対 応できておらず、機能の充実も図れていません。

体育室の天井の高さが不足している (バレーボール)、狭小である (適切なコート配置ができない)、 空調設備がない、トレーニングルームがない、観覧席がない、小グループで利用できる諸室がない等 が具体的な課題として挙げられます。

また、建物の壁面には多くのクラックや漏水跡が見られ、樋や設備配管の劣化も進行しています。 給排水設備、電気設備等も更新されておらず劣化が進んでいます。体育室の床面は剥離や浮き上がり などにより、補修を繰り返して利用している状況です。

施設全体としては、バリアフリーへの対応も十分とはいえず、体育館内の通路も狭く段差があり、 車いす利用者には不便な状況にあります。

<武道場>

武道場は、雨漏り、漏水による壁材の変色、躯体のクラックなどが見られ、施設全体として老朽化が進んでいます。出入口にはスロープがなく階段のみでバリアフリーへの対応ができていません。

<弓道場>

号道場は、外壁のクラックや的場屋根(鉄骨部分)に錆びが見られます。また、甘木鉄道の高架建設に伴い号道場の一部が減築されており、正式な競技スペース(5人立ち)が確保できていません。

遠的場は、屋外に設けているため、雨天時利用ができない環境となっています。

出入口には武道場と同様にスロープがなく、バリアフリーへの対応ができていません。

2.4 新体育館整備に向けた課題の整理

市民ニーズや体育館等施設の課題を踏まえて、新たに整備する施設を考える上で、考慮すべき基本条件を以下に整理しました。

なお、ここで示す基本条件は、今後検討を行う、「新体育館の基本コンセプト」や「施設整備計画」 と整合を図っていきます。

表 2-5 現状施設の課題と施設づくりにおける基本条件

区分	諸室名	現状・課題	施設づくりにおける基本条件
	メイン アリーナ	・面積が狭くコートの間隔や天井高さの 不足により公式な試合ができない・観覧席がない・競技フロア(床面)の老朽化	・各競技の大会規模に対応した競技 面数・台数、天井高の確保・観客、選手共に快適に競技を観戦で きる観覧席の確保
	サブ アリーナ	・競技空間の不足(大会時のアップ会場) ・サブアリーナが未設置	・サブアリーナの確保
	 エアロビクス、エクササイズ、ヨガ、 ニュースポーツ*等に対する需要があるが行える諸室がない 大会時、更衣室となるような空間がない 	・多目的ルームの確保 ・可動式のパーテーション等、用途に よって使い方を変更できる空間の 検討	
体育施設部門			・トレーニングルームの確保
	武道場	 競技スペース以外の十分な余裕スペースがない 利用者の動線が分離されていない(出入口が1つ) 床、畳の老朽化 武道場としての床の機能を満たしていないない 練習中指導者の声が聞き取りづらい 	・公式規格に対応したスペースの確保・出入口を分け、畳、床フロアを分けることにより動線対策をする・床等にクッション性のある競技用の材料を選択
	弓道場 アーチェリー場	・大会利用ができない ・遠的場が雨天時に利用できない ・審判、来賓、観覧席が確保できない ・アーチェリーの練習場所がない	・公式規格に対応したスペースの確保 ・審判、来賓、観覧席の確保 ・遠的場、アーチェリー場の確保

※ニュースポーツ…レクリエーションの一環としてスポーツを気軽に楽しむことを目的に生まれたスポーツ の総称をいう。(ニュー・コンセプチュアル・スポーツの略)

表 2-6 現状施設の課題と施設づくりにおける基本条件-2

区分	諸室名	現状・課題	施設づくりにおける基本条件
会議室等諸室部門	会議室	・文化活動で利用する諸室がある・ミーティングルーム等の必要諸室が不足	・ミーティングルーム、運営室等を 追加 ※多目的ルームとの兼用も想定
室部門	キッズ コーナー	・小さな子どもが遊べる空間がない	・キッズコーナーの確保
競	更衣室 シャワー室	・設備の老朽化・各部屋へのアクセスが悪い・狭く、利用しづらい	・ユニバーサルデザイン [※] に配慮した 施設を整備
競技附帯施設部門	トイレ 授乳室	・各部屋へのアクセスが悪い・多目的トイレ、授乳室がない	・利用しやすい配置、動線の確保
部門	放送室	活用されていない	・利用しやすい配置、動線の確保
	器具庫	• 現状:65 ㎡程度	・アリーナ面積に対応した適切規模を 確保
管理	談話・休憩 交流スペース	スペースが狭く、大人数では使い にくい	・談話、休憩、交流スペースの確保
管理施設部門	スポーツ 情報コーナー	・情報コーナーの未設置	・スポーツ情報コーナーの設置
.,	事務室	• 現状:80 ㎡程度	・現状と同等規模の確保
	駐車場	・現状 150 台程度・大会時の駐車場不足・大会時に周辺施設に迷惑をかけている	・想定する大会規模に応じた駐車場 台数の確保
	その他	競技用の備品の老朽化空調設備がない照明、放送設備が老朽化その他必要備品の不足	・必要な競技用備品の導入・競技規格に合った環境の改善 (空調、照明、放送)・必要備品の導入

※ユニバーサルデザイン…すべての人にとって利用しやすい、利用に困難を伴わない施設とサービスを実現する もので、常に利用者側の利用動向や要請を把握して、さらに進化したデザインとしてい く取組みをいう。

3. 新体育館の整備方針について

3.1 新体育館の基本コンセプトについて

新体育館の基本コンセプトは、上位計画である「小郡市スポーツ推進基本計画」の基本理念に基づき設定します。

3.1.1 小郡市スポーツ推進基本計画の基本理念

小郡市スポーツ推進基本計画における基本理念は、以下のように定められています。

「小郡市スポーツ推進基本計画で示されている基本理念」

くらしと密着したスポーツのまち おごおり

暮らしと密着したスポーツを通して健康の増進や人と人のつながりを創出し、市民全体が豊かな生活を送ることが可能なまちを将来像として、小郡市のスポーツを推進するものとしています。

その中で、以下の3つの基本方針が示されています。

- ▶ ライフステージ※に応じたスポーツ・レクリエーション機会の充実
- ▶ スポーツを支え、生かす仕組みの充実
- ▶ スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

本基本計画は、基本方針の<u>「スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実」</u>における屋内 スポーツ施設の再整備を行うための計画です。

※ライフステージ…人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいう。

3.1.2 新体育館の基本コンセプト

小郡市スポーツ推進基本計画における基本理念や基本方針と整合を図り、新体育館の基本コンセプトを以下に示します。

新体育館の基本コンセプト

「スポーツを通じて市民の健康づくりと交流を支える体育館」

市民の健康増進や体力づくりができる

☞市民の健康増進、体力づくりやレクリエーション等を目的として小郡市の屋内 スポーツの中心拠点を目指します。

☞いつでも、だれでも、気軽に利用できる施設を目指します。

日頃の練習成果を発揮する競技大会が開催できる

□ 日頃の練習成果を発揮する場として、市内大会や周辺自治体と連携した大会を 開催し、多くの人がスポーツによる交流の場として活用できるスポーツ施設を 目指します。

スポーツだけでなくイベントなどを通した交流ができる

☞スポーツ情報の発信拠点、競技者の交流拠点を目指します。

☞観光や地域のイベントができる交流の場としての利用も目指します。

使い勝手が良く、多くの方が多様な使い方ができる

□利用者が多くの利用機会を得られるようにするため、少人数での利用も想定した諸室構成とします。

☞施設を利用する上で「使いたい、使いやすい」と思われる環境づくりを目指します。

3.2 整備方針

基本コンセプトに基づき、4つの整備方針を示します。

整備方針1:日常のスポーツ活動を支援する施設づくり

小郡市の屋内スポーツの拠点として、日々の健康増進や生きがいづくりのための施設を目指します。

レクリエーションスポーツやニュースポーツなどに対応した施設とし、市民が気軽に立ち寄り運動できる施設を目指します。

市民ニーズの高いトレーニングルーム、少人数でもヨガやエアロビクスなどができる空間づくりを目指します。

【想定される主な機能・設備等】

- ■多くの利用者が使用できるように、アリーナやスタジオなどは防球ネットやパーテーションにより小規模に効率よく分割して使用できるよう配慮
- ➡多目的トイレや授乳室、キッズコーナーなどの設置
- ➡トレーニング、ヨガ、エアロビクス、ストレッチ教室を開催し、個人で参加してスポーツを楽しめるトレーニングルーム、多目的スタジオの設置
- ➡多様なスポーツが体験できるよう、様々な競技に対応した備品をそろえる

整備方針2:身近なスポーツ大会が開催できる施設づくり

日頃の練習の成果を発揮でき、市や地域の大会がスムーズに開催できるスペースを確保し、 競技者、大会運営者ともに利用しやすい施設づくりを目指します。

ユニバーサルデザインの観点より、誰もが使いやすい施設づくりを目指します。

その中で、障がい者スポーツにも配慮し、多様な使い方ができる拠点施設を目指します。

また、競技大会時のアップスペースとしてのサブアリーナや2F観覧席の外周部分にウォーキングコース等を設けます。

【想定される主な機能・設備等】

- ➡一定規模の大会(試合規模に対応した競技面数を確保)、チームメイトが安全に観戦し応援できるフリースペースを確保したメインアリーナの設置
- ➡ウォーミングアップができるウォーキングコースやサブアリーナの設置
- ■誰もが使いやすく、車いすでも移動しやすい空間づくりをし、障がい者スポーツに配慮した施設の整備
- ➡大会運営に必要な諸室の確保(医務室、運営室、控室、更衣室、放送室等)



図 3-1 スポーツイベントイメージ



図 3-2 スポーツ大会イメージ

整備方針3:スポーツによる交流やイベントの拠点としての施設づくり

地域のスポーツ団体の拠点施設として利用できるように、会議や研修が行えるスペースの充 実を目指します。

地域のスポーツ関連情報の発信拠点となるよう、サークル活動や地域のスポーツ大会等の情報がいち早く得られるようにし、スポーツを楽しむ市民が交流できる施設づくりを目指します。特に、エントランスホールは、開館時に自由に使えるようにし、スポーツという目的をもった多様な人が集まり、スポーツを通じた交流や仲間づくりができる施設を目指します。

観光イベントや地域のイベントができる、様々な交流の場としても利用できる施設づくりも 目指します。

【想定される主な機能:設備等】

- ➡談話や仲間づくり、交流が促進されるロビー、エントランスホール
- ➡スポーツ関連情報の発信の場となるエントランス空間づくり
- ➡イベント利用でも使いやすい空間づくり

整備方針4:競技者にも環境にも優しい施設づくり

競技者の競技力向上や競技環境を整えるために、空調設備の導入を目指します。

その中で、エコの観点から、太陽光パネルによる自然エネルギーの活用、地中熱を活用した 冷暖房設備の導入等、自然環境に配慮した自然に優しい施設づくりを目指します。

施設を持続的に効率良く運営することを考慮すると、メンテナンスのしやすさへの配慮、 ランニングコスト*の低減により施設のライフサイクルコスト*が最適化される施設づくりを 目指します。

【想定される主な機能・設備等】

- ➡快適な競技環境を確保するための空調設備の設置
- ➡メンテナンスが容易な施設
- ➡自然エネルギーの活用など環境に配慮した施設



図 3-3 かるがも教室

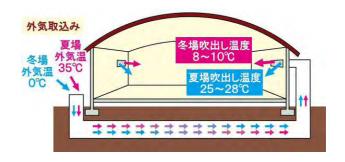


図 3-4 地中熱利用空調イメージ

※ランニングコスト…建物や設備を整備し、利用を開始して廃止するまでに必要な維持管理費用の総称をいう。 ※ライフサイクルコスト…建物や設備の企画設計から維持管理、廃止するまでに必要な費用の総額をいう。

3.3 導入施設と施設規模

3.3.1 導入施設・機能

3.2 の整備方針を踏まえ、新体育館への導入施設・機能を以下のように設定します。 なお、施設機能設定と整備方針の関係性は図 3-5 に示すとおりです。

【体育施設部門】

▶メインアリーナ

各種大会に対応できる競技スペースが確保されたものとし、小郡市の屋内体育施設の拠点と してふさわしい施設となるような規模とします。また、日常の練習で多くの市民が使える 空間とします。

▶サブアリーナ

日常の練習では使い勝手が良く、メインアリーナで大会がある時は市民利用の場として、 また、大会時のアップ場・練習場、競技会場として利用できる空間とします。

▶ 観覧席・ウォーキングコース

現状の施設にはない、競技を見る、応援するための観覧席を設置することで、競技を見て スポーツに関心を持ち、スポーツへのきっかけ作りができる空間とします。

雨天時でも気兼ねなくウォーキングできる健康促進の空間とします。

▶トレーニングルーム

健康増進のために体を動かすことができる、筋肉トレーニングマシーン、有酸素マシーン、 ダンベル、バーベル、ストレッチエリア等で構成する空間とします。

競技者利用も想定し、導入器具の充実を図ります。

▶ 多目的ルーム

ヨガ、フィットネス、ダンスなどが、気軽に少人数~大人数で行える場所とします。

▶ 武道場

日々の練習に必要な競技スペースを確保し、武道に集中して打ち込める環境を確保した道場とします。

▶ 弓道・アーチェリー場

安心、安全に競技ができ、公式規格の競技スペースが確保された施設とします。

【会議施設部門】

▶会議室

会議室、ミーティングルーム、大会運営室等、間仕切りを動かし様々な用途に活用できる 空間とし、利用者に使いやすい可変性のある空間とします。

▶キッズコーナー

親子連れで施設に来ても、保護者が安心して、小さい子供を遊ばせることのできる空間とします。

【競技附帯施設部門】

▶ シャワー・更衣室

誰もが利用しやすい空間を確保しながらスポーツ後、どの諸室からでも利用者がアクセス しやすい配置とします。

▶ 放送室 • 医務室

アリーナに面する場所に設置し、運営室と連携して大会時に進行が円滑に進むような空間とします。

▶トイレ・授乳室

ユニバーサルデザインやバリアフリー*の観点を取り入れ、どの利用者にも使いやすく アクセスしやすくします。

>器具庫

アリーナに面する形で配置し、競技ごとに備品等を管理できる空間を設け、一般利用者 ・スポーツ団体が利用しやすくします。

【管理施設部門】

▶事務室

利用者動線と管理者動線を踏まえながら市民が有効に施設利用できるように配置します。

▶ 共有スペース (エントランス/情報発信スペース/休憩スペース)

利用者の集合場所、スポーツの合間やスポーツ後の休憩場所としてくつろぎ、会話ができるような空間とします。だれでも気兼ねなく競技が観覧でき、また、競技に参加できるように、小さな子どものためのスペースや、地域のスポーツ情報を閲覧できるコーナーを設け、スポーツへの関心、意欲を向上させる空間とします。

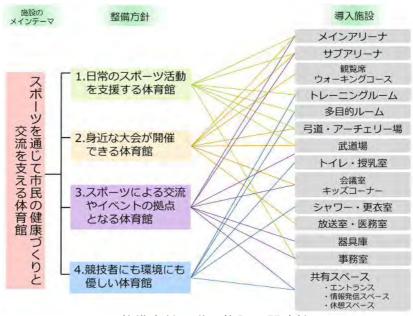


図 3-5 整備方針と導入施設の関連性

※バリアフリー…もともとは建築用語で「バリア (障壁)」を「フリー (のぞく)」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う 意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきている。

3.3.2 導入規模

導入施設の規模を以下のように設定しました。

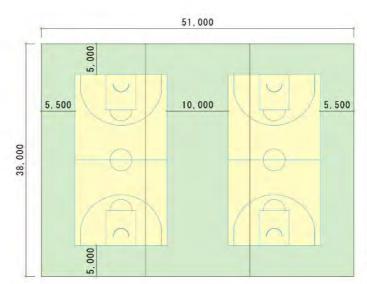
表 3-1 導入施設規模のまとめ

表3-1導入施設規模のまとめ				
区分	諸室	面積規模	算定根拠	
	メインアリーナ	1,938 m ²	競技面積の広いバスケットボール(2面)とバレーボール(3面)を確保し、その他競技の競技面積を確保できる規模とする。 天井高は、バレーボールの国際・国内規格のコート面から12.5m以上確保する。	
体育	サブアリーナ	950 m ²	バスケットボール(1面)とバレーボール1面の競技面積を確保できる規模とする。 天井高も12.5m以上確保する。	
体育施設部門	多目的ルーム ・スタジオ ・会議室	300 m ²	30 人規模を 2~3 部屋。 大会運営用の運営室、審判等の控室と兼ね、スタジオ 利用時には間仕切り等による小分けが可能となる空間 を想定する。	
	2階観客席 (500~600 席) ウォーキングコース	1,550 m [*]	メインアリーナに附帯する。 ウォーキングコースの幅は 1.5m 座席幅は 0.5m、奥行は 1 列 1.1m	
	トレーニングルーム	350 m²	施設規模の大きさ、必要器具の占める面積から想定。	
体如奈	武道場	952 m [*]	柔道場(2面)剣道場(2面)の競技面積をそれぞれ確保 する規模とする。	
体 部育 門施 設	弓道場(近的)	1,600 m ²	6 人立ち、近的(28m)の競技面積を確保する。 ※遠的(60m)の設置には、別途で 2,300 ㎡程度面積が 必要であり、アーチェリーは遠的と共用が想定できる。	
会議室等	会議室	-	多目的ルームに含まれる。	
諸部門	キッズコーナー	-		
施競	更衣室・シャワー トイレ・授乳室	-	共有スペースの面積に含まれる。	
設 技 部 付 門 帯	放送室•医務室	50 ㎡程度	それぞれ 25 ㎡程度を想定。	
l 1 .ttp.	器具庫	430 m²	アリーナの約 15%を乗じた規模を想定。	
管部理	共有スペース(通路・エントランスホール 情報発信スペース等)		1,700 ㎡程度(延べ床面積の 20%を想定)	
管 部 理 門 施 設	電気室·機械室			
ūΧ	事務室	80 ㎡程度	現状事務所面積:80 ㎡と同等以上。	
E E	主車場等外構	12,500 ㎡程度	駐車台数 400~500 台程度を想定し、 25 ㎡/台として計算。	
九	想定延床面積	8,300 ㎡程度	弓道場の面積は含まない。	
想定敷地面積		2.2ha 程度		

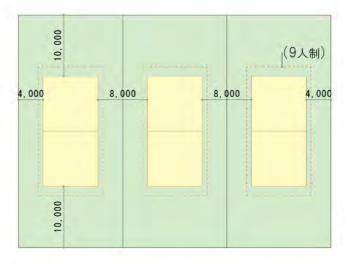
メイン アリーナ

アリーナ面積 = 51 × 38 = 1,938㎡

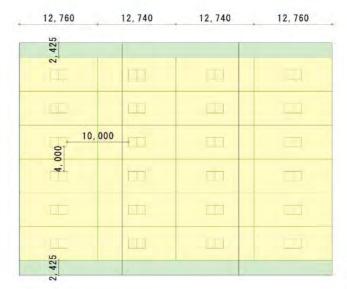
収容コート数 パレーボール 3面 パスケットボール 2面 卓球 24面



バスケット ボール



バレー ボール



卓球

図 3-6 メインアリーナ利用イメージ

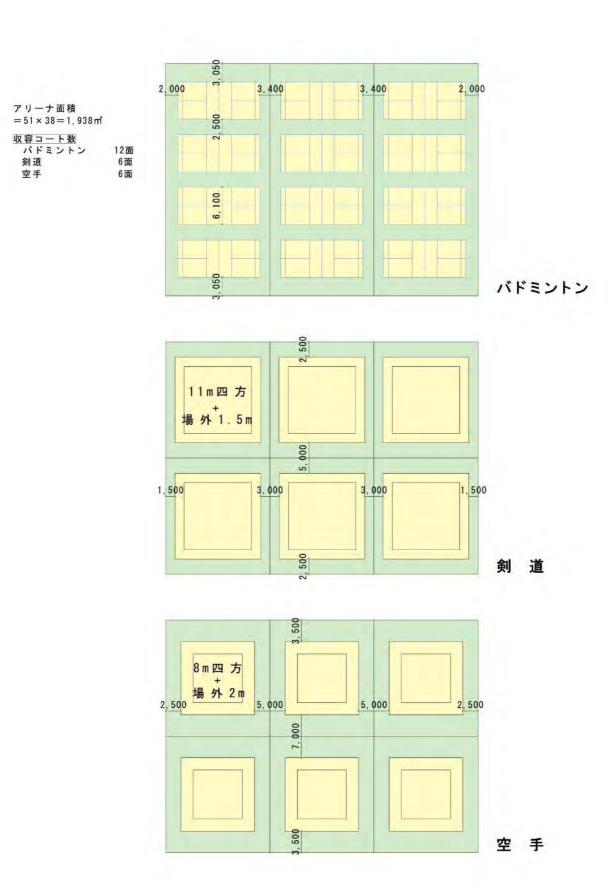


図 3-7 メインアリーナ利用イメージ-2

サブ アリーナ

アリーナ面積 = 25×38=950㎡

収容コート数

パスケットボール 1面 パレーボール 1面 卓球 8面 バドミントン 4面

縦幅基準:

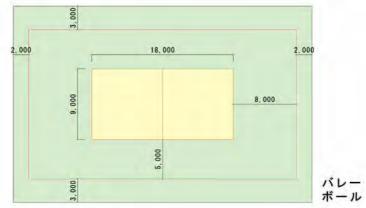
バスケットボール 25.0m

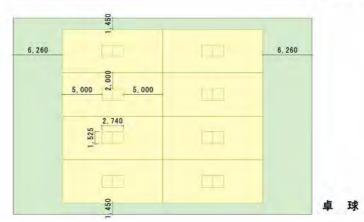
横幅基準:

バスケットボール 38.0m









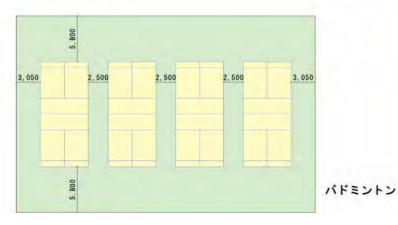
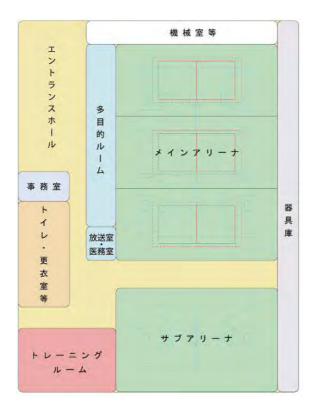


図 3-8 サブアリーナ利用イメージ

3.4 施設配置イメージ

3.3.2 導入規模で示した新体育館の導入施設とその規模をもとに、想定される諸室配置のイメージを以下に示します。



延べ面積:8,300 ㎡程度

建築面積: 5,775 ㎡

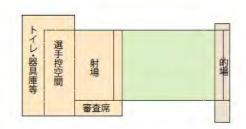
1 階イメージ図

トイレ アリーナ吹き抜け部分 分 東道場 サブアリーナ吹き抜け部分

2 階イメージ図

図 3-9 新体育館諸室配置イメージ

弓道場・アーチェリー場 イメージ図



弓道近的



図 3-10 弓道場・アーチェリー場イメージ図

3.5 施設整備において配慮すべき事項

① 敷地内の動線等への配慮

敷地内の動線は、歩行者及び自動車の動線をできるだけ分離するように配慮します。 また、障がい者用駐車場は、新体育館の出入口の動線に配慮して、体育館横に配置するように します。

② アリーナ環境に関する配慮

電気設備は、整備から維持管理まですべてを考えて、ライフサイクルコストが最適化できるように配慮します。

全館に空調設備と換気設備を設置することで、諸室ごとに稼動と温度調節ができるようにし、 省エネルギーと効率化を図ります。また、設備は、メンテナンスが容易で寿命が長いものを導 入します。

アリーナ (メイン、サブ) の空調は、バドミントンや卓球など風の影響を受けやすい競技へ 配慮し、アリーナ内の気流の変動が少ない仕様の空調の導入を検討します。

室内競技では、照明設備も重要であり、高効率光源を採用し、施設利用に対応して照明の点 灯制御ができるように配慮します。また、省エネルギーのため LED 照明等の導入を進めます。 なお、各競技の公式基準に対応した照度を確保します。

③ エコに関する配慮

環境負荷低減に配慮した技術の採用については、以下のものが想定されます。 今後の施設設計において、導入可能性を含めて検討を行っていくものとします。なお、新技術 の開発等も考えられるため、導入項目等について施設設計時に再検討を行います。

【冷暖房負荷の低減対策】

- ①遮熱塗装:屋根面に遮熱性塗装を施すことにより日射による伝熱を軽減
- ②躯体断熱: 断熱材を厚くする等により日射等による伝熱を軽減
- ③開口部断熱:気密性の高いサッシにより伝熱を軽減

【自然エネルギーの活用】

①太陽光発電:太陽電池パネルの設置による発電

【エネルギー資源の有効活用】

①雨水利用:雨水の中水を有効活用

②節水衛生器具等の採用



④ 防災に関する配慮

現体育館が有する地域防災計画における駐車場の広域避難所などの各種機能は、新体育館建設後も同様に引き継ぐこととします。また、新体育館は、多くの市民が日常的に利用する施設となるので、地震等予期せぬ災害に対しても十分強い建築物とするとともに、施設内の設備や備品に対しても十分配慮しておく必要があります。また、水害や土砂災害に対しても配慮した計画を行います。

⑤ ユニバーサルデザインへの配慮

だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康的な生活を送ることができるスポーツ施設を実現するため、競技者から一般市民、若者から高齢者、障がいの有無にかかわらず、安心して利用できる、優しい施設計画とするため、ユニバーサルデザインを導入します。

ユニバーサルデザイン関連の法条例については、「福岡県福祉のまちづくり条例」が制定されています。本計画では、基本的な考え方に従い、全ての人に配慮した施設整備を目指し、バリアフリー法の利用円滑化誘導基準を満たすように施設計画を行います。

条例	福岡県福祉のまちづ	バリアフリー法とそ	れに基づく施行令	計画方針
	くり条例	・バリアフリー法		
		・高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の		
		促進に関する法律		
		(平成 18 年法律第 9	1号)	
対象	「観覧場」300 ㎡以上	「観覧場・体育館・駐	全て	①②③の全て
施設	「体育館・駐車場」	車場」2000 ㎡以上		に対応する
	1000 ㎡以上			
義務	義務	義務		
基準	①整備基準	②利用円滑化基準	③利用円滑化誘導	
		(施行令)	基準 (施行令)	

表 3-2 関連する基準類

なお、スポーツ施設に導入すべきユニバーサルデザインを以下に示します。

- ① 車いす用の観覧場
- ② 色調、接触図、音声誘導を組み合わせた、わかりやすいサイン
- ③ 充実し、誰でも利用しやすい広めのブース
- ④ 年齢や障がいの有無にかかわらず、安心して利用できる更衣室の設置
- ⑤ わかりやすい避難誘導
- ⑥ キッズコーナー、授乳室等 親子連れに配慮したスペースの確保
- ⑦ 階段手すり、エレベーター操作盤等の位置の配慮
- ⑧ 障がい者用駐車場の配置の考慮



施設設計においては、各関係団体との意見交換を行いながら進めていきます。

4. 建設候補地の検討

4.1 建設候補地の条件設定

4.1.1 上位計画との関係性

小郡市都市計画マスタープランには、甘木鉄道と西鉄大牟田線の交差する小郡駅周辺を複合的な機能を有する中心拠点として、また、市内随所から鉄道や道路の利便性が高い大保地区を 人の賑わいをつくる拠点としての機能強化を図るため都市機能の集積を行うこととしています。 市の拠点施設となる新体育館の立地も上記の関連性を考慮する必要があります。

また、新体育館は、屋内スポーツ施設の拠点としての利活用が想定されています。

公共施設等の主要拠点施設は、図 4-1 の円内(黄色)の市街化区域内に立地していますが、 市街化区域内には、体育館として使える敷地の確保が困難であるため、市街化区域と連続する 場所の中から以下の 5 箇所を想定して、建設候補地の比較検討を実施します。

想定候補地以外でも適切な候補地があれば、必要に応じ候補地として検討することとします。

- ① 現地建替え
- ② 九州情報大学跡地
- ③ 小郡地域運動広場
- ④ 小郡運動公園西側
- ⑤ 小郡運動公園東側(宝満川左岸)

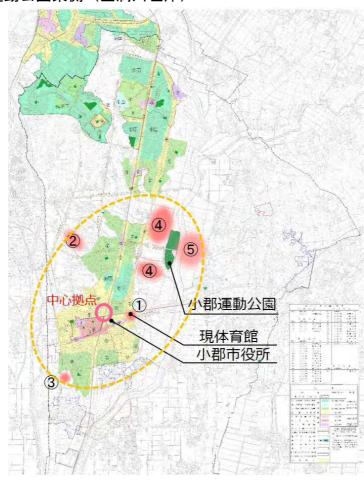


図 4-1 建設候補地位置図

4.1.2 候補地の評価項目の設定

本施設に必要となる敷地規模の確保やアクセス性を中心に法令上の課題、体育施設の集約化、 防災面での安全性等について評価を行いました。

施設整備費は、各候補地における建設費は同程度と想定し、用地買収の有無や周辺インフラ*整備の費用の必要性などに着目しています。

表 4-1 評価項目と評価内容

	1	ı	
評価の視点	項目	評価内容	評価基準
立地環境に関する評価	1. 敷地状況	敷地として 2ha 程度(駐車場含む) 確保可能である	敷地面積規模 用地確保の確実性
	2. 道路環境	主要な幹線道路沿線に立地可能である	現況道路の状況 都市計画道路との関 係
	3. 交通アクセス	交通アクセスが容易である (市内各地、高速道路、鉄道)	アクセス時間
	4. 法的制約条件	都市計画、農政関係の各種法令と整 合がとれる	土地利用上の法的な 制約条件
	5. 体育施設の集約	体育施設の集約化の可能性がある	運動公園との近接
	6. 災害発生有無	災害 (水害等) がないもしくはでき るだけ小さい	浸水エリアとの関係
整備費に関する評価	7. 整備コストの把握 (周辺環境整備費)	施設整備以外にできるだけ追加コストが生じない 一次をインフラ(上下水道、道路)の有無 一)用地買収、造成の有無 一)敷地内の既存施設の有無	・用地買収・造成費 ・上下水道、道路の整備費 ・既存施設の有無 (撤去の有無)

※インフラ…社会や生活の基盤となる施設や仕組で、具体的には、電力、水道、道路、通信網などをいう。 (インフラストラクチャーの略)

4.2 候補地の抽出及び比較検討

4.1.2 候補地の評価項目の設定において示した項目で、5つの候補地を比較しました。

表 4-2 候補地の項目別比較表

	評価	① 現地建替え	② 九州情報大学跡地	③ 小郡地域運動広場	④ 小郡運動公園西側	⑤ 小郡運動公園東側 (宝満川左岸)
1. 敷地状汤	敷地面積規模 用地の所有者 用地確保の確実度	敷地面積約 1.1ha で想定敷地面積より小さい ・公有地 ・現況施設有 ※駐車場、体育館の配置、形状に工 夫が必要。公有地であり、敷地は確 実に確保可能	必要敷地面積は、確保可能 ・民有地 ・大学施設有 敷地確保の確実度は、民間所有であり現時点では不明確	敷地面積約 1.9ha で想定規模程度確保が可能・公有地・デニスコートのフェンス及び野球場パックネット有公有地であり、敷地は確実に確保可能	・民有地 ・農地 敷地確保の確実度は、民間所有で	必要敷地面積は、確保可能 ・民有地 ・農地 敷地確保の確実度は、民間所有であり現時点では不明確
		Δ	0	©	0	0
2. 道路環境	現況道路との関係 計画道路との関係	国道 500 号に面している。	現況道路は幅員が6m程度と狭く、 拡幅が必要。	市道 16 号線(W=19m)に面している。 (H29 国道 500 号接続予定)	北側は、大保今隈 10 号線 (W=15m) に面している。 南側は、市道 5675 号線 (W=13m) に面している。	大保今隈 10 号線 (W=15m) に面している。
	n Elencorkin	0	×	0	0	0
3. 交通 アクセス	市内各地域 西鉄、甘木鉄道の最 寄駅からのアクセス 高速道路(鳥栖 IC、 筑後小郡 IC) からの アクセス	市中央部よりやや南に位置しているがアクセスは良い。 西鉄大牟田線 小郡駅から 車で4分 小郡駅から 徒歩10分 世木鉄道 大板井駅から 徒歩3分 高速道路 鳥栖1Cから 車で12分 気後小郡1Cから 車で7分	市中央部よりやや西に位置しているがアクセスは良い。 <u>西鉄大牟田線</u> 小郡駅から 車で6分 大保駅から 徒歩15分 高速道路 鳥栖ICから 車で10分 気後小郡ICから 車で12分	市の南西部に位置しており、北部地域からのアクセスに劣る。 <u>西鉄大半田線</u> 小郡駅から 車で8分 小郡駅から 徒歩20分 高速道路 鳥栖ICから 車で6分 気後小郡ICから 車で14分	市中央部に位置しており、市内各地からのアクセスが非常に良い。 西鉄大楽田線 小郡駅から 車で10分 大保駅から 徒歩10分 高速道路 鳥栖ICから車で18分 筑後小郡1Cから車で5分	市中央部に位置しており、市内 各地からのアクセスが非常に良い。 西鉄大牟田線 小郡駅から 車で10分 大保駅から 徒歩15分 高速道路 鳥栖 IC から 車で18分 気後小郡 IC から 車で5分
		0	Δ	Δ	0	0
4. 法的	土地利用上の 法的制約条件	土地利用上の問題はない	土地利用上の問題はない	土地利用上の問題はない	農振地域内農用地であり法的な規 制をクリアする必要がある。	農振地域内農用地であり法的な 規制をクリアする必要がある。
制約条件		0	0	©	\triangle	Δ
5. 体育施設 の集約		運動公園からは離れており、施設の 相互連携は制限を受ける	運動公園からは離れており、施設の 相互連携は制限を受ける	運動公園からは離れており、施設の 相互連携は制限を受ける	運動公園と近接しており、施設相 互連携・活用が行いやすい	運動公園と近接しており、施設 相互連携・活用が行いやすい
の集制	いるか	Δ	Δ	Δ	0	0
6. 災害発生	浸水エリアにあるか	地盤高が低いが、現状において水害 等の影響が低い場所である。	問題なし	問題なし	地盤高が低く大雨など水害の影響 がある場所である。	地盤高が低く大雨など水害の影響がある場所である。
の有無		0	0	0	Δ	Δ

小郡市新体育館建設基本計画 4.建設候補地の検討

整備費に関する評価		評価	① 現地建替え	② 九州情報大学跡地	③ 小郡地域運動広場	④ 小郡運動公園西側	⑤ 小郡運動公園東側 (宝満川左岸)
	7. 整備 コストの 把握 (周辺環境 整備費)	用地買収、造成	現況の体育館が設置されており用地 買収、造成費は不要	民間の土地であり、用地買収を要する (宅地のため農地より高額になることが予測される)	用地買収は、公有地のため不要	農地の用地買収が必要 宝満川の浸水区域となっているた め盛土等による対策をした敷地造 成が必要	
		上下水道、道路	アクセス道路、上下水道とも既存のま まで利用可能	大学跡地のため、上下水道は整備 済 既存道路が狭く、アクセス道路の 拡幅等が必要	アクセス道路、上下水道とも既存のま まで利用可能	アクセス道路、上下水道とも既存 のままで利用可能	上下水道がなく、新たに整備が 必要
		既存施設等の撤去	特になし ※既存体育館の撤去は、新体育館建設 にあたり、どの案でも必要である。	大学施設の撤去が必要	テニスコートのフェンス、野球場バッ クネット、駐車場の舗装程度	特になし	特になし
		評価	0	×	0	Δ	Δ

▶比較検討結果のまとめ

整備事業の確実性、事業費を重要視した場合

①現地建替え③小郡地域運動広場が公有地であるため用地を確実に確保できます。

しかし、現地建替えは敷地面積、小郡地域運動広場は現機能の確保や、体育施設の集約化及び交通アクセスの点において課題があります。

公共施設(体育施設)の集積、交通アクセスを重要視した場合

④小郡運動公園西側、⑤小郡運動公園東側が優位ですが、この場所における課題として、各種法令の規制、用地買収の不確実性があげられます。

備考:体育施設の集約化については、駐車場や施設の相互活用が可能になるなどのメリットがあります。一方で、大会等が重複した場合に交通混雑や渋滞などの発生が懸念されます。

5. 概算事業費及び財源について

5.1 概算事業費について

新体育館の建設にかかる概算事業費については、類似施設の建設単価を参考に、現在想定している面積、機能等から算出しました。以下の表が、概算事業費の内訳です。

詳細な建設事業費については、今後の財政状況等を踏まえ、基本設計・実施設計の中で具体 的な検討を行うものとします。

なお、建設にあたっては、建設費や維持管理費についても十分考慮し、低コストで高品質な 施設整備を目指します。

項目	規格	規模	概算事業費(万円)
用地費	-	2. 2ha	-
建築費(アリーナ)	延床面積(建築面積 5,500 m²)	8, 300 m ²	332, 000
(弓道場)	敷地面積 4,000 ㎡	4, 000 m ²	12, 800
什器備品	トレーニング器具	_	5, 000
	スポーツ器具、ロッカー、机備品等	_	10, 000
外構費	外部植栽, フェンス等	_	3, 300
駐車場舗装	500 台確保	12, 500 m ²	20, 700
建築設計費	基本、実施設計	_	12, 000
外構、駐車場設計	800		
	396, 600		

表 5-1 概算事業費

5.2 財源に関する考え方

建設事業費にかかる財源は、学校施設環境改善交付金や社会資本整備総合交付金など国の交付金や補助金等の活用を検討し、残りの事業費については地方債や市費(一般財源)を充てる予定です。

5.3 事業の具体化に関する考え方

新体育館建設事業については、市の実施計画各種事業や公共施設等総合管理計画等との調整を図りながら、小郡市総合振興計画や都市計画マスタープランなど市上位計画への位置付けを行い、事業を推進することとします。

また、建設に向けた各種計画の調整と併せ、財政計画を詳細に検討していきます。

6. 計画期間

本計画達成の期間及び計画達成に向けた具体的なスケジュールは本計画策定を受け、平成 29 年度に判断するものとします。

また、社会情勢、経済情勢等を考慮し、必要に応じて計画の見直し等を行うこととします。

資料編

資料1 アンケート及びヒアリング結果について

1.1 関係者からの意向把握の考え方

新体育館は、市民利用が中心の施設であり、地域の屋内スポーツの拠点としての整備が求められています。そのため、関係者からの意向把握は、以下のように考えて実施します。

市民ニーズは、平成26年度「小郡市スポーツ推進基本計画」を策定した時に実施したアンケート結果から、「新体育館に求めるニーズ」を整理します。

また、多くの競技団体に利活用してもらえるように、競技場として必要な規模等を把握するために、 新体育館の利用が想定される競技団体等へヒアリングを実施します。競技者が利用しやすい施設とす ることで、市民にも使い勝手の良い施設が提供できると考えています。

1.1.1 市民アンケート

「小郡市スポーツ推進基本計画」策定時の市民意識調査より、体育館に求めるニーズについて以下にまとめました。

▶調査概要

調査期間: 平成 26 年 9 月 25 日~10 月 15 日

調査対象: 市内にお住まいの 15 歳以上の男女

調査区域: 小郡市内全域

配布回収: 郵送による配布 2,000 通および施設利用者による

回 答: 無記名方式

抽出方法: 男女別・年齢別・地域別比率による無作為抽出

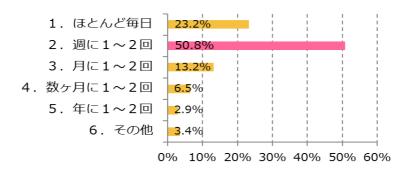
回 収率: 37.8% (無作為抽出分のみ)



▶アンケート結果

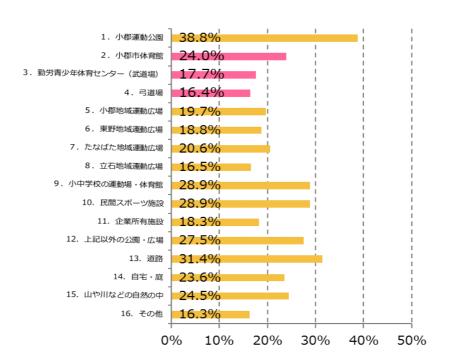
アンケート結果を体育館の利用ニーズとし以下に整理します。

過去1年間、運動・スポーツをした人への質問(回答者の全体の72.7%が対象) Q. どのくらいの頻度で運動やスポーツをしたか?



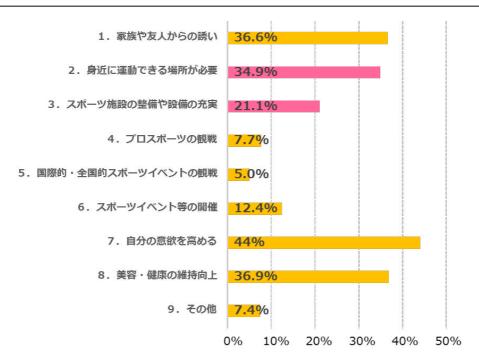
スポーツや運動に親しんでいる市民のスポーツの頻度は、「週に1回~2回」が最も多く、次いで「ほとんど毎日」で、それらの合計は74%となり、スポーツをしなかった人を含めても、50%以上の人が「週に1回以上」スポーツを行っていることが分かりました。スポーツニーズの受け皿となる施設を充実させることは、運動・スポーツを促進するために必要と考えられます。

過去1年間、運動・スポーツをした人への質問(回答者の全体の72.7%が対象) Q. 運動やスポーツを行う場所は主にどこか?(複数回答)



スポーツ施設以外でも盛んにスポーツが行われていることが分かります。その中でも、小郡市体育館等の使用頻度は、相対的に高いことが分かります。小中学校の体育館利用も高いことから、屋内スポーツは、小郡市体育館と小中学校の体育館が主に使われていると考えられます。

過去1年間、運動・スポーツをしなかった人への質問(回答者の全体の27.3%が対象) Q. 運動やスポーツをするためにはどのようなきっかけが必要か?(複数回答)

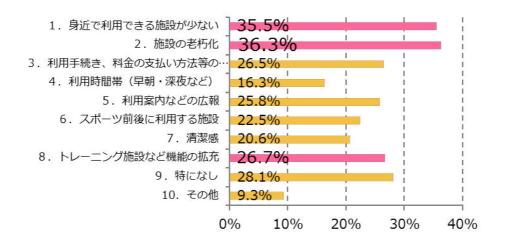


「身近に運動できる場所が必要」が34.9%、「スポーツ施設の整備や設備の充実」が21.1%となっており、施設整備がスポーツのきっかけとなることが分かります。

新体育館の整備により新たな需要の掘り起こしができ、市民のスポーツ参加を促すことができる と考えられます。

全体への質問(回答者全員が対象)

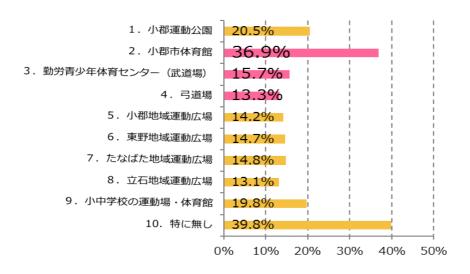
Q. 市のスポーツ施設について不満に感じていることは何か? (3つ回答)



市のスポーツ施設に対する不満は、「施設の老朽化」、「身近で利用できる施設が少ない」、「トレーニング施設機能の拡充」が上位を占めています。老朽化した施設の更新やトレーニング施設などの機能充実を図ることにより市民利用が促進されることが想定されます。

全体への質問(回答者全員が対象)

Q. 現在、小郡市にあるスポーツ施設で改修や整備が必要と思うスポーツ施設は何か? (複数回答)





具体的な施設の改修、整備が必要な施設として小郡市体育館が1番に挙げられています。施設が 老朽化して利用しづらい状況を踏まえると、利用者の現状認識と施設の現状が一致していることが 分かります。

1.1.2 競技団体等ヒアリング

競技団体等ヒアリングは、市内で活動しているスポーツ関連団体 12 団体を対象に実施しました。 各団体が競技を実施するにあたり必要となる規模、機能、設備についてヒアリングを行いました。 その結果を以下にとりまとめます。

〈調査概要 〉

調査期間: 平成28年8月11日、15日、18日

調査対象: 市内スポーツ関連 12 団体

(1) 必要規模について

競技をするにあたって必要となる①競技規格、②大会時に必要となるコート外の余裕スペース、 ③コート数を以下に整理します。

表 1-1 必要規模に関するヒアリングまとめ

表 1-1 必要規模に関するヒアリングまとめ 				
四件点	必要な施設規模・開催大会の規模			
団体名	必要面数•台数	コート間の余裕		
バドミントン 連盟	10 面【1 面:6.1×13.4m】 (サブアリーナとの合計でも可)	コート間:2.5m バスケットリンクからコートサイドまで 2m		
バレーボール 協会	4 面(3 面+サブ 1 面) 【1 面:9×18m➡6 人制 10.5×21m➡9 人制】 天井高:12.5m 以上	コート間:10m(+1m)(6人制)		
バスケット ボール協会	3 面【1 面:15×28m】 (移動式パーテーションによる2 面+1 面)	サイド:ボールケース 2 つ分		
合気道会	2 面【1面:五間(約 9.09m)四方、 場外:一間(約 1.82m)以上の畳またはマット】	畳の周囲に、板張り半間程度		
卓球連盟	24~36 台【1 台:1.52×2.74m】 (サブアリーナとの合計でも可)	台と台の間:横 3m 以上縦 5m 以上		
柔道協会	2 面【1 面:8m 四方、場外 3~4m】	畳の外側1辺に2~3mの板張り スペースが欲しい		
剣道連盟	6 面:アリーナで開催【1 面:11m 四方】 ※最低 10m 四方必要 選手のアップ用として、別途 2 面程度必要	コート間:6m (選手待機側)		
空手連盟	4 面【1 面:8m 四方、場外 2m】	-		
弓道連盟	34m×45m(6 人立ち)、天井高:4m 以上、軒先:2m ※弓道場単独の場合 近的射場:1,560 ㎡ 遠的射場:2,296 ㎡ 計 :3,856 ㎡			

主催大会時に必要となる観覧席数と駐車場数を以下に整理します。

表 1-2 必要規模に関するヒアリングまとめ

四件点	必要な施設規模・開催大会の規模			
団体名	観覧席	駐車場		
バドミントン連盟	200 席以上	200 台以上		
バレーボール協会	約 500 席	100 台		
バスケットボール協会	600 席	-		
卓球連盟	市大会規模:約 400 席 県民大会規模:500~600 席	約 300 台		
中体連	300 席以上	200~300 台 バス 10 台		
剣道連盟	約 1000 席	500 台		
空手連盟	300 席	_		
弓道連盟	600 席以上	150 台		



(2) 必要機能について

新体育館に求める機能については、以下のような意見がありました。

表 1-3-1 必要機能に関するヒアリングまとめ

区分	諸室名	必要機能		
	アリーナ	・自然光を遮断する (バドミントン連盟) ・アリーナの内壁、天井の色は白以外とする (バドミントン連盟) ・アリーナの内壁の色は白以外とする (卓球連盟) ・コートラインの常設 (バドミントン連盟) ・防球ネットの設置、照明の分割(省エネのため) (バドミントン連盟) ・熱中症対策としての空調が必要 風の影響を受ける競技のため、その点を考慮した空調設備を設置(バドミントン連盟) ・コートが滑りやすくなっているため、湿気対策が必要 (バスケットボール協会) ・コートフロア付近の電源コンセントの設置 (バスケットボール協会) ・照明設備、照度を充足 (バスケットボール協会・卓球連盟) ・観覧席の周囲にジョギングコースを設置 (わいわいクラブ・かるがも教室) ・防球ネットの高さを高くする(現在の体育館の防球ネットが低く、隣の球技のボールが入ってくる) (空手連盟)		
体育施設部門	多目的 ルーム	 ・エアロビ、ヨガ、ピラティス等の軽運動ができる30人規模の鏡張りのスタジオを設置(わいわいクラブ・かるがも教室) ・常設卓球台(3~4台)の設置(わいわいクラブ・かるがも教室) ・大会時に女性用更衣室としても使える空間を設置(剣道連盟) 		
	トレーニングルーム	・トレーニングルームの設置(バドミントン連盟・バスケットボール協会・柔道協会・空手連盟・中体連・わいわいクラブ・かるがも教室)		
	武道場	・競技スペース周囲に、板張りの空間を設置 (柔道協会・合気道会) ・壁面の危険な箇所にクッション性のある材料で保護 (柔道協会) ・畳、床に競技用のクッション性のあるものを使用(柔道協会・剣道連盟・合気道会) ・出入口が個別に設置された武道場 (空手連盟) ・姿勢を点検、矯正するための鏡の設置(可動式扉で開閉できる) (合気道会) ・武道場の競技スペース外周に観覧スペースの設置 (中体連)		
	月道場 アーチェリー 場	・ウォーミングアップのための巻藁室の設置 (弓道連盟)・弓道場からトイレまでの通路設置 (弓道連盟)・審判席、来賓席、観覧席の確保できる広さ (弓道連盟)・アーチェリーの練習場の設置 (身体障がい者福祉協会)		

表 1-3-2 必要機能に関するヒアリングまとめ

区分	諸室名	必要機能		
諸会	会議室	・会議室、ミーティングルームの充足(中体連・弓道連盟・バドミントン連盟)		
諸 会 ^{本機主} 室 議 部 室 キッズ 門 等 コーナー		・キッズコーナーの設置(わいわいクラブ・かるがも教室・バドミントン連盟)		
更衣室 ・更 シャワー室		・シャワー室と更衣室の分室化 (バドミントン連盟) ・更衣室、シャワー設備(温水)の充足 (バスケットボール協会・卓球連盟・中体連・わいわいクラブ・かるがも教室)		
施競技部門帯	トイレ授乳室	・トイレの数と機能の充実 (バドミントン連盟)・多目的トイレ、子供用便座の設置 (わいわいクラブ・かるがも教室)・授乳室の設置 (バドミントン連盟)		
	放送室	・大会時に進行状況等を伝達する館内放送ができる設備 (剣道連盟)		
	器具庫	・備品収納スペースの拡大(バドミントン連盟)		
管 部 理 門 施 設	談話・休憩 交流 スペース	・下足置場の設置(中体連)		
その他		 ・利用しやすい施設利用の手続き (バドミントン連盟) ・備品の充実 (バレーボール協会) ・空調設備の設置 (バドミントン連盟・バレーボール協会・バスケットボール協会・卓球連盟・中体連・わいわいクラブ・かるがも教室・柔道協会・空手連盟・合気道会) ・冬の寒さ対策としてのボイラーが必要 (わいわいクラブ・かるがも教室) 		

資料2 現体育館で開催された大会実績

現体育館において平成27年度に開催された大会の実績は以下のとおりです。

表 2-1 現体育館で開催された大会実績一覧

種目	年間大会数	年間大会日数	1大会参加者数	
卓球	10 大会	11 日	20~400	名
剣道	3 大会	5 日	170~1200	名
柔剣道	1 大会	1 日	250	名
ソフトバレー	1 大会	1 日	150	名
バスケットボール	1 大会	2 日	100	名
バドミントン	6 大会	7 日	70~180	名
バレーボール	4 大会	4 日	100~280	名
ペタンク	1 大会	1 日	250	名
ミニバスケ	3 大会	7 日	240~1200	名
ラージ卓球	1 大会	1 日	50	名
居合道	1 大会	2 日	200	名
その他	12 大会	12 日	50~500	名
合計	44 大会	54 日	-	

資料3 補助金制度の概要

一般に、公共スポーツ・レクリエーション施設の新規建設予算は、一般財源、国庫補助金(交付金) 等を組み合わせて計上されます。

国庫補助金(交付金)は、文部科学省「学校施設環境改善交付金」、国土交通省「社会資本整備総合交付金」等の制度があります。

以下に、新体育館の建設に活用可能な主な補助制度を示します。

表 3-1 「国の制度」

所管	制度名称	交付対象	対象事業	補助率	適用
文部	学校施設	『義務教育諸学校等の施	地域スポーツセンター、水	1/3	『学校施設環境
科学省	環境改善	設費の国庫負担等に関す	泳プール、地域屋外スポー		改善交付金要綱
	交付金	る法律』第 12 条第 2 項に	ツセンター、地域武道セン		別表 1』第 24 項
		規定する施設整備計画に	ターなどの新築、改築		及び第26項に該
		基づく事業を行うもの			当するため○
国土	社会資本	『社会資本整備総合交付	野球場、陸上競技場、サッ	整備費	『都市公園法第
交通省	整備総合	金交付要綱』第6の事業	カー場、ラグビー場、テニ	1/2	2 条第 1 項第 1
	交付金	等のうち、社会資本総合	スコート、バスケットボー	用地費	号に規定する都
		整備計画に記載されたも	ル場、スキー場、水泳プー	1/3	市公園の整備』
		のを行う市町村	ルなど都市公園法に基づく		に該当する計画
			運動公園施設の整備		とした場合○

表 3-2 「その他制度」

所管	制度名称	交付対象	対象事業	補助率	適用
(独) 日	スポーツ	以下の条件を満た	【地方公共団体ス	大型スポーツ用	スポーツ振興基金助
本スポー	振興くじ	した上でスポーツ	ポーツ活動助成】	品の設置:	成金または公営競技
ツ振興セ	助成金	活動等を行う地方	大型スポーツ用品	限度額 600 万円	等の収益による補助
ンター		公共団体やスポー	の設置		金もしくは助成金を
		ツ団体	1,5 1,000		活用しようとする事
		・関係規定を遵守			業の場合を除く。
		し、助成金を適			
		正に活用してい			
		ること			
		・公益性のある事			
		業として、外部			
		への説明責任を			
		果たせること			
		「スポーツ振興く			
		じ助成金」を通			
		じて実施した事			
		業である旨の広			
		報を行うこと			

資料4 建設後の管理運営について

4.1 施設管理の考え方

現在の小郡市体育館は市が直接管理を行っていますが、新体育館建設後の管理については指定管理 者制度などの活用を基本に、市の財政負担を軽減しながら、良質な市民サービスの提供できる制度に ついて検討していきます。

分 施 設 数 割 備 考 合 レクリエーション・スポーツ施設 19.87% 14,602 産業振興施設 7,169 9.76%基盤施設 23,046 31.37%文教施設 15,102 20.55%社会福祉施設 13,557 18.45%

表 4-1 指定管理者制度を導入した施設数 (全国)

(出典:公の施設の指定管理者制度の導入状況等の調査結果(平成24年11月))

73,476

100.00%

4.2 施設運営の考え方

合計

小郡市スポーツ推進基本計画の基本理念である『くらしと密着したスポーツのまちおごおり』 を実現するため、新体育館の将来像を踏まえ、老若男女誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことが 出来るよう各種スポーツ事業・教室の積極的な展開や広報・PR・相談活動の推進など、ソフト面の 充実を図り、市民が利用しやすい施設運営に取り組むことを検討していきます。

資料 5 小郡市新体育館基本計画策定委員会体制

5.1 小郡市新体育館基本計画策定委員会設置規則

(目的及び設置)

第1条 新体育館の建設に伴う諸問題を整理し、課題を検討するとともに、同施設の建設に向けた 基本的な考え方を打ち出すため、小郡市新体育館基本計画策定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事務を所掌する。
 - (1) 小郡市新体育館基本計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、15名以内で構成し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱 する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 社会体育団体関係者
 - (3) 福祉団体関係者
 - (4) 教育·行政機関関係者
 - (5) 公募により選ばれた市民
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、前条の規定により教育委員会が委嘱した日から計画の策定が完了する日までとする。
 - 2 関係機関・団体等の職をもって選任又は推薦された者にあっては、委員の任期は、その職 にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。
 - 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。 ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 3 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を 聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会に諮った うえで、委員長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

5.2 小郡市新体育館基本計画策定委員会名簿

第 3 条	職名	氏 名	備 考
(第1号)	学識経験を有する者	兄井 彰 (委員長)	福岡教育大学教授
		草場 保文	小郡弓道連盟会長
		鹿毛 茂利	小郡合気道会会長
(第2号)	社会体育団体関係者	岩橋 幸子	小郡市バスケットボール協会理事
		吉浦 大志博	小郡市バドミントン連盟理事
		柏木 和治	小郡市スポーツ推進委員会委員
		佐藤 吉生 (副委員長)	小郡市社会福祉協議会事務局長
(第3号)	福祉団体関係者	藤間 司朗	小郡市老人クラブ連合会会長
		肥山 勝	小郡市身体障害者福祉協会副会長
		渡邊 正則	小郡小学校校長
(知 4 日)	教育・行政機関関係者	大津 洋一郎	小郡市総務部長
(第4号)		肥山 和之	小郡市都市建設部長
		山下 博文	小郡市教育委員会教育部長
(第5号)	公募により選ばれた	井手 哲	市民代表
(市民	草場 房子	市民代表

5.3 小郡市新体育館基本計画策定委員会事務局名簿

	氏 名	所属
事務局長	藤吉宏	スポーツ振興課長
事務局員	檜枝 正隆	スポーツ振興課管理係長
事務局員	米倉 久喜	スポーツ振興課事業係長
事務局員	笠 愛子	スポーツ振興課事業係員
事務局員	小屋野 索	スポーツ振興課管理係員

小郡市新体育館建設基本計画

発行 小郡市教育委員会スポーツ振興課

〒838 - 0115 福岡県小郡市大保 427 番地 1(小郡市野球場内) TEL: 0942-75-2373 FAX: 0942-75-2454